

## タイを仕向国とする第一種特定原産地証明書の記載について

2018年6月1日  
日本商工会議所

この度、タイ政府当局より、同国を仕向国とする第一種特定原産地証明書の記載への注意喚起がありました。

特定原産地証明書発給システム（以下、「発給システム」という。）における日・タイ経済連携協定および日・ASEAN 包括的経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書を発給申請いただく際には、下記の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

※日本政府当局（経産省）からの連絡

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/gensanchi/180529JTEPA\\_syuchi.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/180529JTEPA_syuchi.pdf)

記

### **【輸送手段欄の記載に係る留意事項】**

① **輸送手段の詳細について、判明している場合は記載してください。**

日・タイ経済連携協定及び日・ASEAN 包括的経済連携協定上、輸送の手段及び経路については分かる範囲で記載することとなっておりますが、特に遡及発給の場合においては、既に輸送手段等が判明していると想定されるため輸送手段等を記載くださいますようお願いいたします。

発給システム上では、輸送手段等を記載の上「証明書に記載する」欄にチェックを入れることにより証明書に記載されます。

### **【品名欄の記載に係る留意事項】**

① **品名の記載にご注意ください。**

インボイス上複数品名が記載されているが、第一種特定原産地証明書上はまとめて記載されているケースについて、特に付加価値基準を適用したのものに対し、相手国当局より検認が行われることがある旨の連絡が来ているところ、ご注意ください。

② **ケースマーク（荷印・荷物番号）は忘れず記載してください。**

ケースマーク（荷印・荷物番号）は、協定の規定上、必要記載事項とされています。インボイス等商業書類の記載と合わせて正確に記載してください。

以上

### **【本件担当】**

日本商工会議所国際部特定原産地証明担当  
電話番号：03-3283-7850